

## 令和2年度 事業報告

自 令和 2年4月 1日

至 令和 3年3月31日

### I 目的

適正化センターでは、東北管轄区域内(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者の営業所への巡回指導業務を中心に実施し、「安全・安心な貸切バスの運行の実現」に向け、国の監査機能の補完の役割を担い、適正化実施機関として責務を果たすため、関係者の皆様のご理解ご協力を得ながら東北地域における貸切バス事業の適正化を推進し、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図ることを目的に活動しました。

### II 役員、評議員、適正化事業諮問委員及び職員

1. 期末現在における役員は、理事3名、監事1名の4名である。(別表1)
2. 期末現在における評議員は、5名である。(別表1)
3. 期末現在における適正化事業諮問委員は、5名である。(別表1)
4. 期末現在におけるセンターの常勤者は、職員5名である。

### III 理事会、適正化事業諮問委員会及び評議員会

#### 1. 理事会

○令和2年5月21日 仙台サンプラザ

##### 議 事

第1号議案 令和2年度事業報告について

第2号議案 令和2年度決算報告について

第3号議案 令和2年度監査報告について

##### 報告事項

・認可申請について

○令和3年3月3日 仙台サンプラザ

##### 議 事

第1号議案 令和3年度事業計画及び収支予算並びに資金計画について

第2号議案 令和3年度貸切バス事業者負担金の額及び徴収方法について

##### 報告事項

・今後のスケジュールについて

#### 2. 適正化事業諮問委員会

○令和2年6月19日 仙台サンプラザ (評議員会と同時開催)

#### 諮問事項

- 第1号議案 令和2年度事業報告について
- 第2号議案 令和2年度決算報告について
- 第3号議案 令和2年度監査報告について

#### 報告事項

- ・認可申請について

#### ○令和3年3月5日 仙台サンプラザ

##### 諮問事項

- 第1号議案 令和3年度事業計画及び収支予算並びに資金計画について
- 第2号議案 令和3年度貸切バス事業者負担金の額及び徴収方法について

##### 報告事項

- ・今後のスケジュールについて

### 3. 評議員会

#### ○令和2年6月19日 仙台サンプラザ（適正化事業諮問委員会と同時開催）

##### 議 事

- 第2号議案 令和2年度決算報告について
- 第3号議案 令和2年度監査報告について
- 第4号議案 理事の任期満了に伴う選任及び辞任について
- 第5号議案 評議員の任期満了に伴う選任及び辞任について

##### 報告事項

- ・令和2年度事業報告について
- ・認可申請について

#### ○令和3年3月5日 仙台サンプラザ（適正化事業諮問委員会と同時開催）

##### 議 事

- 第1号議案 令和3年度事業計画及び収支予算並びに資金計画について
- 第2号議案 令和3年度貸切バス事業者負担金の額及び徴収方法について

##### 報告事項

- ・今後のスケジュールについて

### IV 事業の実施状況

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回等指導の実施計画を立てたが、新型コロナウイルス感染症の影響により観光等需要が減少したことから、各営業所の運行状況等を確認し、稼働率が著しく減少している営業所については巡回指導を見送るなど配慮しながら実施、適正かつ公正に行うとともに、改善を必要とする営業所に対しては、きめ細かな指導を実施した。

(1) 巡回等指導の実施計画に基づく、巡回指導実施について

- ・令和2年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る巡回指導実施状況は下表のとおりです。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により特に観光需要が激減していることから、各営業所の運行状況等を確認し、稼働率が著しく減少している営業所については巡回指導を見送る等配慮しながら巡回指導を実施しました。(令和2年4月～6月まで巡回指導見送り、7月下旬から実施するもコロナ感染拡大防止のため8月1日～16日まで巡回指導を見送り、8月中旬から各営業所の運行状況等を確認し、巡回指導を実施しました。)
- ・令和2年度の巡回指導は、124営業所へ実施し、「指摘なし」が124営業所でありましたが①乗務員台帳の必要項目への記入ミス・退職者の乗務員台帳への退職等年月日及び理由の記入漏れ②点呼簿の注意・指導事項への記入漏れ③服務規程は制定されているが法改正等の内容が反映されていない④運送引受書の総走行時間の記入ミス・料金を運賃に含めて計上されていた⑤運輸安全マネジメントの輸送の安全にかかわる情報等の公表項目の不足の指導項目を口頭指導により64営業所に対して行いました。

巡回指導実施状況

月	巡回実施 可能日数	実施計画 営業所数	実 施 営業所数	県毎の実施 営業所数	備 考 (県毎実施計画営業所数)
4月	20	29	0	青森0. 岩手0. 秋田0. 宮城0. 山形0. 福島0	青森8. 岩手4. 秋田4. 宮城5. 山形2. 福島6
5月	19	29	0	青森0. 岩手0. 秋田0. 宮城0. 山形0. 福島0	青森8. 岩手4. 秋田4. 宮城5. 山形2. 福島6
6月	20	40	0	青森0. 岩手0. 秋田0. 宮城0. 山形0. 福島0	青森8. 岩手8. 秋田4. 宮城10. 山形4. 福島6
7月	22	32	3	青森0. 岩手3. 秋田0. 宮城0. 山形0. 福島0	青森4. 岩手8. 秋田4. 宮城6. 山形4. 福島6
8月	17	28	5	青森0. 岩手0. 秋田0. 宮城2. 山形0. 福島3	青森4. 岩手4. 秋田4. 宮城6. 山形4. 福島6
9月	19	50	15	青森2. 岩手2. 秋田0. 宮城8. 山形0. 福島3	青森8. 岩手12. 秋田4. 宮城8. 山形8. 福島10
10月	21	51	24	青森8. 岩手4. 秋田4. 宮城6. 山形0. 福島2	青森12. 岩手10. 秋田8. 宮城8. 山形4. 福島9
11月	20	46	18	青森6. 岩手2. 秋田2. 宮城3. 山形2. 福島3	青森12. 岩手8. 秋田4. 宮城8. 山形4. 福島10
12月	19	35	16	岩手2. 宮城10 山形0. 福島4	岩手10. 宮城11 山形4. 福島10
1月	19	32	12	岩手0. 宮城8 福島4	岩手8. 宮城14 福島10
2月	19	26	14	岩手4. 宮城6. 福島4	宮城16. 福島10

3月	21	32	17	岩手 8. 宮城 5 山形 1. 福島 3	岩手 8. 宮城 8 山形 6. 福島 10
計	236	430	124	青森 16. 岩手 25 秋田 6. 宮城 48 山形 3. 福島 26	青森 64. 岩手 84 秋田 36. 宮城 105 山形 42. 福島 99

## (2) 巡回指導業務の適正かつ公正な実施について

- ①適正化事業に関する事務及び適正化事業諮問委員会（定款第45条）への諮問に関する事務を所掌するとともに適正化事業に関する事務等を総括するための首席指導員1名、巡回指導実施数の増加と巡回指導業務を公正かつ円滑に遂行するための適正化事業指導員（首席指導員含む。）を5名から7名に2名増員しましたが、コロナ禍において事業活動を縮小せざるを得なくなったため、雇用契約期間の定めのある指導員3名を9月末日で雇止めし、10月から4名体制とした。
- ②適正化事業の実施にあたり、必要な情報の入手及び共有を図るための運輸局との意見交換会は実施できませんでしたが、電話・メール等により連携を図った。
- ③巡回指導の拒否又は輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反のある営業所（事業者）と認められた場合は、直ちに運輸局へ報告を行うための体制を構築しておりますが、拒否又は重大な法令違反のある営業所（事業者）はありませんでした。
- ④センターが実施する巡回指導業務の一部及びこれに付帯する業務を委託し、巡回指導を実施した。

## (3) 巡回指導により改善を必要とする営業所について

(1)の改善を必要とする営業所はありませんでしたが、軽微な記入漏れ・記入ミス等については口頭で指導を行った。

### 2. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回指導を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止する啓発活動について

・重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止するため、巡回指導を通じ、また、関係機関等と連携を図りながら、啓発活動を行っております。

### 3. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、関係法令等の周知を行うことにより、コンプライアンス体制の確立について

・関係法令等の周知を通じ、関係機関等と連携を図りながら、コンプライアンス体制の確立を図っております。

### 4. 一般貸切旅客自動車運送事業者以外の者による、一般貸切旅客自動車運送事業を営む行為の防止を図るための啓発活動について

・一般貸切旅客自動車運送事業者以外の者による、一般貸切旅客自動車運送事業を営む行為の防止を図るための啓発活動については、関係機関等と連携を図っております。

### 5. 旅客等から寄せられた苦情等の受付に対応し、適切、迅速な処理に努め、事業者指導等を行うについて

・令和2年度の苦情はありませんでしたが、引き続き一般貸切旅客自動車運送事業者及び利用者等からの苦情については、適正かつ円滑な処理が図られるように、体制を整備、対応マニュアル等により適正な管理の確保等を図っております。

#### 6. 負担金取扱業務

・負担金については、対象全事業者の98.5%(負担金納付率99.4%)が納付した。未納付事業者5者の内訳は、休止1者、廃止2者、許可失効1者、連絡取れない1者)となっており、このうち連絡の取れない1者については、存在を確認するために登記簿の取得、現地確認などへ移行してまいります。

(別表1)

令和3年3月31日現在

一般財団法人 東北貸切バス適正化センター 役員名簿

代表理事(理事長)	北 村 治
理 事	伊 藤 純
理 事	吉 田 雄 三
監 事	御 木 剛 栄

(以上4名)

一般財団法人 東北貸切バス適正化センター 評議員名簿

評 議 員	徳 永 幸 之
評 議 員	小 池 泰 博
評 議 員	小 野 晋
評 議 員	伊 藤 一 郎
評 議 員	青 沼 正 喜

(以上5名)

一般財団法人 東北貸切バス適正化センター 適正化事業諮問委員名簿

適正化事業諮問委員	徳 永 幸 之
適正化事業諮問委員	小 池 泰 博
適正化事業諮問委員	小 野 晋
適正化事業諮問委員	伊 藤 一 郎
適正化事業諮問委員	青 沼 正 喜

(以上5名)